扶養認定における必要添付書類チェックシート(父母用)

- 認定対象者が主として被保険者(申請者本人)の収入によって生活しているか、認定対象者の収入や状況の実態を確認し、社会通念等を総合的に 勘案して認定の可否決定をします。虚偽の届出や故意に届出をしなかった事実が判明した場合は、遡って扶養認定を取り消し、その間に使用した 医療費等の返還請求をいたしますので、ご記入には十分ご注意下さい。
- ・ 被扶養者の異動があった場合は速やかに書類を提出して下さい。法令では原則として事由発生日より5日以内に届出をしなければならないと定められておりますが、やむを得ない理由により5日以内に届出ができない場合は、1か月以内に申請書類一式が提出され、扶養要件を満たしている場合に限り事由発生日に遡り扶養認定いたします。書類受付が1か月を超えた場合は、当健保受付日を扶養認定日といたします。

	●必ず添付が必要な書類●							
	・非課税証明書 ※父母が62歳以上の場合必須【注1】							
	・父母の世帯全員の住民票(続柄記載あり)【注2】							
・父母が外国籍の場合は『在留カード』(写)								

!該当しているかご確認下さい!

扶養の認定要件は、年間の総収入が130万円未満かつ、被保険者の総収入の1/2未満となります。 (給与収入の場合は通勤交通費等非課税収入を含む) ※60歳以上又は障害年金受給者は180万円未満

※75歳以上の父母は後期高齢者制度への加入となりますので、扶養できません。

- ●下記該当する項目へチェックをつけて、対応する必要添付書類をご用意下さい●
 - ※・(写)と書かれていないものは、原本をご提出いただきます(健康保険組合で確認後返却いたします)
 - ・各項目「その他」に該当する場合は、事業所社会保険担当者へご連絡下さい

1. 2	父母が加入していた(している)健康保険	《必要添付書類》
	① 他の健康保険・任意継続保険	
	□ a. 被保険者の扶養家族として	(添付不要)
	□ b. 被保険者以外の扶養家族として【注3】	『資格喪失証明書』または『削除証明書』等
	□ c. 父母本人が被保険者として	『資格喪失証明書』
	② 国民健康保険	※証明書の添付は不要ですが、被扶養者(異動)届「備 考」欄に、チェックした加入健康保険内容を記載して下
	③ 無保険	ちい(「国民健康保険加入中」など)
	④ その他	状況に応じた書類が必要です

2. 2	父母の配偶者の状況	《必要添付書類》
	① 今回一緒に申請する	※「配偶者用」のチェックシートもご確認下さい
	② 既に被扶養者として認定されている	(添付不要)
	③ 他の健康保険の被保険者(国民健康保険を含む)	配偶者の『直近3ヶ月分の給与明細(写)』, 『収入見込書』,『年金振込通知書』(写)等同居の場合は配偶者自書の申出書【注4】
	④ 配偶者なし	
	□ a. 離婚•未婚	※証明書の添付は不要ですが、被扶養者(異動)
	□ b. 死別	届「備考」欄に、チェックした配偶者状況の内容 を記載して下さい(「配偶者とは死別」など)
	□ c. 離婚を前提に別居中	
	□ d. その他	状況に応じた書類が必要です

3. 父母の現在の就労・収入状況				《必要添付書類》
	① 働いたことがない(パート・アルバイト含む)			『非課税証明書』【注1】
	② 昨年1月1日以前に退職した			
	③ 昨年1月1日以降に退職した			
	□ a. 失業等給付受給なし] ア. 雇用保険未加入	雇用保険未加入と記載がある『退職証明書』 または、雇用保険料を引かれていないことがわ かる『給与明細』(写)及び『退職証明書』
	【注7】		」 イ. 加入期間不足	『離職票1・2』
			〕 ウ. 受給終了	「支給終了」の記載がある『雇用保険受給資格 者証』 (両面写)
	□ b. 失業等給付受給放棄			『離職票1・2』および『誓約書(放棄)』
	□ c. 失業等給付の受給期間延長		『誓約書』は、状況により該当する用紙を事業所社会保険担当者に請求し	『離職票1・2』および『誓約書(受給延長)』 職安から交付の『受給期間延長通知書』(写)
	□ d. 失業等給付受給待機中	」 d. 失業等給付受給待機中		『雇用保険受給資格者証』(両面写)および 『誓約書(受給)』
	□ e. 失業等給付受給手続き前			『離職票1・2』および『誓約書(受給)』
	□ f. 失業等給付受給中 ※扶養衛	0囲2	5日額【注5】の方	『雇用保険受給資格者証写』(両面写)
	□ g. 公務員を退職した場合			辞令(写)
	④ 給与収入(パート・アルバイト)【注6】			『直近3ヵ月分の給与明細』(写)または『収入見込書(通勤交通費を含めた記載)』など
	⑤ 自営業収入			直近の『確定申告書』(写)および『収支内訳 書』(写)
	⑥ 各種年金収入 □ a. 老齢 □ b.障害 □ c.遺族		直近の『年金振込通知書』(写)または 『年金改定通知書』(写)	
	⑦ 傷病手当金を受給中・手続中		傷病手当金の『支給決定通知書』(写) ※手続き中の場合は、在職中の健康保険料標準 報酬月額12ヶ月分を確認してご連絡下さい	
	⑧ 《別居の場合のみ》被保険者から ※手渡し不可 (別居でも扶養できるのは実父母の	継続した3ヶ月以上の仕送り証明書 通帳(写)※金額面および通帳表紙・現金書留 送付控・ネットバンク等送金記録等 および被保険者と父母の続柄がわかる書類(戸 籍謄本等※写可)		
	⑨ 自営業を廃業した	廃業証明書(写)		
	⑪ その他、上記以外による収入	状況に応じた書類が必要です		

- 【注1】父母が現在無職無収入であるが、発行時期(1~6月頃)により一昨年の非課税証明書しか発行できない場合は、 『昨年から現在までも非課税証明書同様の収入状況である』という旨の申出書を作成して下さい。 また、海外に居住していた父母が現在無職無収入であるが、来日時期により昨年の非課税証明書が発行できない 場合は、『〇年〇月来日のため、非課税証明書の発行ができません』という旨の申出書を作成して下さい。
- 【注2】「父母と世帯分離をしているが同居」という場合は、その旨を被扶養者(異動)届「備考」欄へ記入して下さい。 また、被保険者と対象者の続柄がわかる書類(戸籍謄本等 ※写可)をご提出下さい。
- 【注3】他の被保険者が扶養できなくなった理由を、被扶養者(異動)届「備考」欄へ記入して下さい。 ※内容により、別途追加書類のご提出をお願いする場合がございます。
- 【注4】配偶者本人の自書で『配偶者(今回申請する父母)への生活費は一切供出しない・同居であるが生計は維持していない・配偶者を扶養する意思はない』という内容の申出書を作成して添付して下さい。
- 【注5】60歳未満の方は給付日額3,611円未満、60歳以上または障害のある方は給付日額5,000円未満であれば、 失業等給付を受給中でも扶養に入ることができます。
- 【注6】「社員からパートへ変更」等、雇用形態変更による減収のため扶養追加の場合は、年収見込みが確認できる内容が 記載された雇用契約書または収入見込書を提出して下さい。
- 【注7】離職票は1と2の二種類があります。2の発行を前勤務先に依頼しなかった場合でも、必ず1は発行されます。